

岐阜県公報

目次

議会告示

岐阜県政務調査費の交付に関する規程の一部改正

(議会総務課)

ページ
一

議会訓令甲

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

(議会総務課)

六

議会告示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年岐阜県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県議会議長 藤 壇 守

第四条第一項中、「使途基準の項目(以下「使途項目」という。)(ことに必要事項)を「支出の経緯」に、「使途項目に」を「支出に」に改める。

第七条を第八条とする。

第六条中「岐阜県議会の議員(以下「議員」という。)(を「議員」に、「、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等」を「の証拠書類等」に改め、「これらの書類を」を削り、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(収支報告書等の訂正)

第六条 岐阜県議会の議員(以下「議員」という。)(は、条例第八条の規定により提出した収支報告書又は領収書等の訂正をしようとするときは、別記第五号様式による訂正届を議長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による収支報告書の訂正について準用する。
別記第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

整理番号	
------	--

年度 政務調査費 領収書等貼付用紙

議員名 _____

使途項目	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	広報費	事務所費	事務費	人件費		
支出年月日	年 月 日		政務調査費充当額 _____ 円			
場所及び活動概要 ・ 支出内容 〔品名等〕						
備 考 〔按分等〕	按分率 _____ (_____) 政務調査費充当分として按分済みの領収書を貼付 その他 [_____]					
上記活動に 要した経費等 (領収書等無)	自家用車	鉄 道				計
	@ 円 × km					円
	=					
〔領収書等貼付欄〕					貼付した領収書総額	

第 4 号様式 (第 4 条関係)

年度 政 務 調 査 費 支 払 証 明 書

議員名 _____

(単位:円)

整理番号		活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費			
場 所				自家用車	鉄道		計
活動概要				km 円			
整理番号		活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費			
場 所				自家用車	鉄道		計
活動概要				km 円			
整理番号		活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費			
場 所				自家用車	鉄道		計
活動概要				km 円			
整理番号		活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費			
場 所				自家用車	鉄道		計
活動概要				km 円			
整理番号		活動日	年 月 日 ~ 年 月 日	経 費			
場 所				自家用車	鉄道		計
活動概要				km 円			

別記第四号様式の次に次の様式を加える。

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

岐阜県議会議長様

氏名 _____ 印

訂正届

岐阜県政務調査費の交付に関する規程第6条第1項の規定により、
年 月 日付けで提出した 年度政務調査費
収支報告書等について、下記のとおり訂正します。

記

訂正する箇所	訂正前	訂正後

議会訓令甲

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会事務局

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

岐阜県議会議長 藤 壇 守

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会事務局処務規程(昭和三十七年岐阜県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改め
(課及び室の設置)

第二条 事務局に次の表の上覧に掲げる課及び室を置き、当該課及び室の事務を分掌させるため、当該課及び室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課・室	係
総務課	管理調整係、秘書係
議事調査課	議事記録係、委員会係、政策法務係
図書室	図書係

附則

- この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 改正後の岐阜県政務調査費の交付に関する規程の規定(第六条の規定を除く。)は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

第三条の表議事調査課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第一項及び第二項中「課長補佐」の下に「係長」を加える。

第八条第一項第一号中「担当の事務の総括を担当する主査」を「係長」に改める。

第二十条第二項第一号中「永年保存」を「三十年保存」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
バイ・オール・テクノセンター